

教師力向上支援事業派遣研修報告書

- 1 所属・職・氏名 富山県立南砺平高等学校・教諭・道海颯太
- 2 研修期間 令和5年1月28日(土)、令和5年3月18日(土)の2日間
- 3 調査研究課題 「トランスインペリアル・ヒストリー(間帝国史)」から考える新たな歴史の授業について
- 4 研修機関等 大阪大学歴史教育研究会

5 研修の概要

(1) はじめに

新学習指導要領の導入に伴い、新たな歴史科目「歴史総合」が始まった。同科目においては、従来の日本史・世界史という科目の枠組みを超えた、大局的な歴史を俯瞰する視点が求められているように思う。中でも、大項目「B 近代化と私たち」、「C 国際秩序の変化や大衆化と私たち」において、各国の帝国主義政策や植民地史、国民国家の形成というテーマに触れることが必須である。調査研究課題に挙げた「トランスインペリアル・ヒストリー(間帝国史)」は、従来の帝国史研究における欧米中心主義を正し、日本を含めた非欧米諸帝国にも十分な比重を与えて研究するという考え方に立脚している。また、なぜ近現代の諸帝国において国民国家の形成と海外における植民地支配が同時並行的に展開したのかといった、複数の単元にまたがる課題について考える手掛かりとなる学説でもある。こうした理由から、歴史総合をはじめとしたこれからの歴史の授業づくりを進めていく上で重要な視点を得る絶好の機会であると考え、この調査研究課題を設定した。

(2) 研修先：大阪大学歴史教育研究会について

大阪大学歴史教育研究会は、歴史教育をめぐる高大連携を目的に2005年に組織された。「入試対策だけが目的の」、あるいは「暗記一本槍の」歴史教育に代わる、「面白く、生きていくうえで必要な」歴史教育を実現することを重視している研究会である。月に1度開催されている例会では、大学・高校教員、大学院生等との間で活発な議論が交わされている。令和4年度の共通テーマが「トランスインペリアル・ヒストリー(間帝国史)」となっており、そのうち2回の例会に参加して自らの歴史教育に対する認識を改め、新たな実践について考えるきっかけを得ようとした。

(3) 研修内容

【令和5年1月28日(土) 大阪大学歴史教育研究会第148回例会】

第148回例会では、「トランスインペリアル・ヒストリー(間帝国史)」の本論と少し離れて、以下2名の方がそれぞれの視点から活動や研究の報告をされた。

①大阪府立北摂つばさ高等学校 教諭：江良 直紀 氏

報告テーマ：「世界遺産と歴史教育・歴史学」

江良氏がこれまで訪問した国は75か国、世界遺産は175件にのぼる。また同氏は、世界遺産検定マイスターでありながら、そこからさらに厳選されたユネスコ世界遺産アカデミー認定講師でもあり、自身の見聞を基にしながら世界遺産を軸に歴史の授業を進めている方である。

様々な視点からなされた報告の中でも、世界遺産そのものの歴史的価値に着目すべきなのは当然であるが、世界遺産登録に至るまでのプロセスが、政治的対立や歴史認識の違いを学ぶ好材料になりうるという話が印象的であった。例えば近年の「佐渡金山」の世界遺産登録をめぐる韓国からの反発が記憶に新しい。また、産業の発展に関する世界遺産は、豊かになった国々の裏に潜む負の側面を持つことが多いようだ。例えばセネガルの世界遺産である「ゴレ島」に代表される奴隷貿易の遺産は、各国の帝国主義政策とも関連が深いところであるため、帝国史を学ぶ際の新たな切り口として効果的である。本校は世界遺産である「五箇山の合掌造り集落」の近くに立地していることから、今後身近な世界遺産を授業づくりの材料として活用していくための有意義な実践報告であった。

②京都大学総合博物館：岩崎 奈緒子 氏

テーマ：「文化財保護法・博物館法の改正をめぐる－教育がコスパで評価される時代の到来－」

岩崎氏からは、2018年の文化財保護法改正と2022年の博物館法の改正による影響と懸念について報告がなされた。岩崎氏によれば、2018年の文化財保護法改正は観光面に重きを置いたものであり、本来重視されるはずの保護面や教育面の充実からはむしろ遠ざかっているとのことだった。同様に、2022年の博物館法の改正によって博物観の定義が従来の「社会教育施設」から「文化施設」へと変更されるなど、こちらも文化財と同様に文化・観光面を重視した政策の延長線上にあるようだ。こうした政策の背景には、1990年代初頭のバブル経済崩壊による打撃を受け、「ものづくり立国からゆとり観光立国へ（1995年の運輸省観光政策審議会答申より）」という国家経済の大きな方向転換があった。それに加えて、教育においても一人一人の生産性を高める、いわゆる「人材」（＝「人間」ではない）の育成を重視するものが増えはじめ、何をどう学べば効率的にスキルが身につくのか、といったある種のコスパが求められている。観光立国をめざす方針それ自体は悪いことではないが、それによって本来正しく保護され、受け継がれていくはずの文化財が観光資源として活用される一方となる危険性がある。また博物館も、訪れた子どもたちが自由に見て、感じて、問いを見つける場所という本来の存在意義を忘れてはいけないという警鐘が鳴らされた。この報告から、文化財保護法と博物館法の改正が、近年懸念されているオーバーツーリズムや、日本の教育方針全体にも影響を与える重要な出来事であったと知ることができた。「トランスインペリアル・ヒストリー（間帝国史）」の本論とは少し外れるトピックであったが、自らの視野を広める有意義な時間となった。

【 令和5年3月18日（土） 大阪大学歴史教育研究会第149回例会 】

第149回例会では、「トランスインペリアル・ヒストリー（間帝国史）」の中でもアメリカ帝国史に着目した内容が扱われ、以下の報告が行われた。

・九州大学名誉教授：菅 英輝 氏

報告テーマ：「非公式帝国アメリカと冷戦」－ホプキンス著『アメリカ帝国』論に寄せて

菅氏からは、2018年に発表された『アメリカ帝国のグローバル・ヒストリー』（A・G・ホプキンス著）を基に、アメリカ帝国論の捉え方に関する報告がなされた。中でも、「帝国」の定義をめぐる議論が印象的であった。ホプキンス氏の著作と菅氏の解釈によれば、ひと言で「帝国」といっても以下のような種類があるとのことだ。

- ・公式帝国（領土帝国）…海外領土を保有しており、直接統治を進める帝国
- ・非公式帝国…海外領土を保有せず、間接統治を進める帝国
- ・ヘゲモン（覇権国家）…他国が国際場裡で従うよう期待する「ルール」を管理する帝国で、支配者(rulers)的性格よりも指導者(leaders)的性格が強い。

このように「帝国」には複数の段階や種類があることがわかり、中でもアメリカは「非公式帝国」に含まれるようだ。アメリカは帝国主義政策を進める上で、自由主義や民主主義といった理念を重視し、それらを説得によって他国に広め、影響力を行使するという形式をとっていた。これは、公式帝国のように領土を直接支配しようとする姿勢とは異なる。こうした解釈に触れて、何気なく授業で使っていた「帝国」という言葉を定義しなおす重要な視点を得ることができた。

また、帝国史を読み解く上で重要となる、グローバリゼーションの時期区分に関する以下の説明も印象的だった。ホプキンス氏によれば、グローバリゼーションには3つの局面があり、第二次世界大戦後の世界は「ポストコロニアル・グローバリゼーション」という局面にある。この局面の特徴として、①国際貿易の構造の変化とグローバル経済の多様化が進み、植民地が従来の原料供給地から工業製品の輸出国へと変わっていったこと、②脱植民地化運動の高揚と広がりがあったこと、③人権規範の重視といったいわゆる「道徳革命」がおこったこと、が挙げられる。こうした背景から、この局面において公式帝国のように海外領土を直接支配しようすると、その維持コストが様々な面で耐えがたいほど大きくなってしまおうという問題が生まれた。つまり、公式帝国が成立しづらくなった時代が到来し、帝国主義政策のあり方に変化が求められるようになったということである。このように、帝国主義について複数の時代をまたいで大局的に解釈する、という貴重な考え方を学ぶことができた。

(4) おわりに

大阪大学歴史教育研究会に参加して、これまでの歴史認識を見直すための様々な視点を得ることができた。特に149回例会でのアメリカ帝国史をめぐる報告では、「帝国」という言葉そのものの再定義から学ぶ有意義な時間となった。そして「非公式帝国」の色が濃いアメリカが進めてきた帝国主義政策の特徴について、グローバリゼーションの局面移行という大局的な視点から捉える考え方にも触れることができた。また、同研究会の議論の中では、歴史を学ぶ際に特定の国や地域に偏りがちになってしまうことへの懸念が何度もあった。例えば、帝国主義を授業で取り扱う際はどうしてもヨーロッパ中心になりがちになってしまう。その意味において、今回の研修では、ヨーロッパよりも比較的抜けがちなってしまうアメリカ帝国史や、被支配国側（アメリカ帝国主義でいうキューバやフィリピン等）から見た歴史認識について、もう一度考え直す良いきっかけを得た。この学びを生かして、今後は用語の定義から考え直す時間を取ったり、一国や一時期だけに偏らない大局的な歴史の捉え方を促したりする授業を実践しようというイメージを持つことができた。そうすることで、同研究会が掲げている、「暗記一本槍の」歴史教育に代わる、「面白く、生きていくうえで必要な」歴史教育が実現できるよう研究を進めていきたい。